

第十二回 参議院内閣・外務連合委員会會議録第一号

昭和二十六年十一月五日(月曜日)午前
十時三十一分開会

委員氏名

内閣委員

委員長 河井 彌八君
理事 楠瀬 常猪君 理事 澤淵 春次君
理事 山花 秀雄君
郡 祐一君 松平 勇雄君
横尾 龍君 上條 愛一君
成瀬 幡治君 楠見 義男君
竹下 豐次君 栗栖 越夫君
三好 始君 三浦 辰雄君

外務委員

委員長 大隈 信幸君
理事 德川 綱貞君 理事 曾根 益君
九鬼 敏十郎君 杉原 荒太君
加藤 シヅエ君 金子 洋文君
伊達 源一郎君 野田 俊作君
西園寺 公一君

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長 河井 彌八君
理事 楠瀬 常猪君
委員 郡 祐一君
成瀬 幡治君
上條 愛一君
楠見 義男君
竹下 豐次君
栗栖 越夫君
三浦 辰雄君

外務委員

理事 德川 綱貞君
曾根 益君

委員

杉原 荒太君
金子 洋文君
野田 俊作君

政府委員

外務次官 草葉 隆圓君
外務大臣官 高野 藤吉君
房会計課長 島津 久大君
外務省政務局長 島津 久大君
事務局長 島津 久大君

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 久保田貫一郎君
常任委員 久保田貫一郎君
常任委員 久保田貫一郎君

本日の会議に付した事件
○外務省設置法案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これから内閣委員会、外務委員会の連合委員会を開会いたします。

○政府委員(重藤隆圓君) 外務省設置法案の提案理由を御説明いたします。

議事は外務省設置法案であります。議案の提案理由を御説明いたします。すでに御承知の通り、本年九月八日にサンフランシスコにおきまして、大

多数の連合国と我が国との間に平和條約が調印されましたが、これによりまして、我が国は、近い将来において、主権国家として国際社会に復帰いたします。

主権国家として国際社会に復帰いたします。従つて、政府といたしましては、外交関係の再開のため鋭意諸般の準備をいたしておる次第であります。加うるに、平和條約によりま

してわが国の義務とせられております諸問題、例へば賠償、漁業、連合国財産の補償等のあるものにつきましまして、すでに條約発効前の現段階におきましても、関係諸外国との下打合せが開始されて参る状態でありま。

従いまして外務省の事務内容が量と質とにおいて急激に変化して参りました關係上、従来の機構を以てはこれに對処することは非常に困難となりま

た。新事態に即した機構に改め、現在の事務遂行に遺憾なきを期しますると共に、近い将来の正式の外交再開に備えんとする次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

○政府委員(島津久大君) 外務省設置法案の内容について御説明申し上げます。

本法案は、現行の外務省設置法を改正して全面的に本法案を以てこれに代えようとするものでありまして、形式的には全文改正の形をとっております

が、内容的には、改正の主要点は、外務省の機構に関するものでありまして、外務省の任務、権限等の規定は、多少の技術的な修正を除いては、従前通りであります。

改正されました点は、第一に、局の編成の変更、第二に、特別な職の設置、第三に地方の連絡調整事務局の縮小、第四に、在外公館に関する規定及び第五に在外公館長に対する官邸の貸

與の五点に歸するのでありまして、以下この五点について御説明申し上げます。

先ず改正の第一は、局の編成を変更しようとするのであります。従来、外務省の内外部局は、大臣官房のほか、政務局、國際経済局、條約局、調査局、管理局及び連絡局の六局並びに情報部からなつておりました

が、今回は、官房のほか、アジア局、欧米局、経済局、條約局、國際協力局及び情報文化局の六局を設けました。即ち、政務局、調査局、管理局及び連絡局が廃止されました。

○改正は、先ず第一に、従来政務局で行なつておりました政務の処理、調査局で行なつておりました調査事務、管理局で行なつておりました在外同胞の保護等の事務を、職前のように地域別に行なうことによつて有機的なものとするため、アジア局と欧米局を設けましたこと、第八條及び第九條であります。

次に第二に、従来條約局の一部で行なつておりました國際協力關係の事務を一局に独立させまして、平和後の國際社会における國際協力の促進に十分な準備をいたすこととしたし

まして、これに当分の間、従来連絡局で行つておりました總司令部との連絡事務を行わせることとしたし、最後に第

三に、従来政務局情報部で行なつておりました情報文化活動を一局で行わせることによりまして、平和回復後における情報活動、更には文化國家としての文化外交に備へまして今から準備をかため、遺憾なからしめようとしたし

ましたこと、第十三條であります。次に、改正の第二は、外務省に特別な職として、官房長、次長、顧問及び參與を置くこととあります。

この改正は、先ず第一に、前に申述べました通り政務局が廃止されることによりまして、従来政務局で行なつておりました外務省所管行政の総合調整事務は、改正後は、大臣官房が行うこととなりますので、官房に官房長を置いてその統括を行はしめることとした

しましたこと、第六條第一項及び第二項であります。次に第二に、経済局に次長を一人置きまして、ます、複雑に且つます、活発になつて参りました経済外交事務に人的にも万全の準備態勢を整へること、いたしましたこと、第六條第三項及び第四項であります。

最後に第三に、本省に顧問及び參與を置きまして、戦後の空白時代を経過して新たに國際場裡に出で参ります我が国の外交に各方面の意見を十分反映して、正しい平和外交の遂行に努力することができるよういたしましたこと、第六條第五項及び第六項であります。

改正の第三は、地方にあります連絡調整事務局を整理して行政簡素化の趣旨に沿おうとするものであります。

承知のように例えれば仮に來春というよ
うな時期に一齊に調印国の大多数との
間に外交關係が起きるものでもない
のでありまして、だんくんと順次展開
して参るのではないかと思つておりま
す。従いまして將來一定の期間を經過
いたしました後においては、又或る程
度の調整も必要かと考えております。

○曾根益君 所謂いたしますると、大
体現在の必要に應ずると共に、大体現
状において考へるならば、この機構を
以て本格的な活動に入つてもいいと、
別にこの際二段がまえに考へておられ
ないと、かように解釈してよろしくご
ざいますか。

○政府委員(島津久大君) その通りで
ございます。

○曾根益君 細目の点は別といたしま
して、第二に伺いたいのは、この第二
十二條の在外公館と外務省との繋がり
であります。従來の設置法におき
ましては、「在外公館は外務大臣の管
理に属し、外國において本省の所掌事
務を行ふ」云々となつておつたので
すが、これが今度の改正法案によりま
して、「外務省の機関として在外公館を置
く。」と、こゝろいろいろに變つたこと
が非常に本質的な相違のように御説明が
あつたのですが、この点はまあ従來の
「外務大臣の管理」ということと、「外
務省の機関として在外公館を置く。」と
いうのは、實質的に非常に違つてお
るのであるかどうか、これをもう一遍御
説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 現行の設置
法第二十二條、「外務大臣の管理に属
す」とあるが、

「の管理の点でございしますが、これ
は當然のことといたしまして削除いた
したのであります。今回御審議願ひま
す設置法のほうは、御指摘のような機
関としての面を譲つたわけでございま
して、管理というふうな、何と申しま
すか、運用と申しますか、そういう面
は、先ほど御説明申上げました中にも
ちよつと触れておきましたが、身分的
な關係、外交官、領事官の身分的な關
係を別に又法律で規定いたしたいと思
つております。むしろ従來の「外務大
臣の管理に属し」というような事柄
は、そのほかに廻る事柄であらうと考
えております。

○曾根益君 私の質問の説明がまずか
つたかと思つたのですが、つまり今度特
に改正法案の説明の中に、一つの重点
を置かれた所だと思つたのです。この外
務省の機関としての在外公館を設け
る、その必要は、つまり従來の在外公
館においては、外務省の機関でない機
能を發揮したことがある、或いはそれ
が法令上不備であつたために外務大臣
の手下でない、俗に言う身分的にも或
いは機構的にも手下でないようなもの
ができて、そこに最も必要であるとい
ふ外交の一元化、殊に對外國政の一
元化が乱れたというふうな根拠があつ
たというふうなことから、今度はその
点がそういう疑義を残さないように、
在外公館というものは外務省の機関で
あるということを中心から譲つておる所
が改正の一つの重点ではないかと、か
ように考へるので、その点をもう少し
御説明を願ひたいと、こゝろ申上げてお
るわけなんです。

○政府委員(島津久大君) 只今御意見
の通りでございます。只今御趣旨の
通りでございます。

点を設置法の條文に書きますとどう
か、こういうふうな表現になるのであり
ます。この点は先ほど御説明の中に申
上げました通りでありまして、在外公
館はすべて外務大臣の管下に立つとい
う考へに基いておられます。

○曾根益君 そこで過去においては然
らばどういふ國家的な在外機関ができ
て、外務省の機関以外であり、且つ事
実上か或いは法律上か外務大臣の管理
から外れるようなものがあつたか、ど
ういふ実例があつてどういふ実害があ
つたかということの御説明を願ひたい
と思ひます。

○政府委員(島津久大君) これは曾根
委員のほうで御経験も豊富でよく御承
知だらうと思つたのでありますが、只今
詳細の資料を持ちませんのでございま
すが、陸海軍武官が御承知のような活
動をしたこと、これはまあ別といたし
まして、そのほかにも財務官事務所、
或いは労働關係の事務所、そのほか臨
時的なこまかくしたものが数々あつた
ようでございますが、この点はちよつ
と私頭にございませんで、正確など
ころは取調べましてお答え申上げたい
と思ひますが、これらの機関が外務大
臣を通さずに、それか本省の各大
臣に直結しておつたやうな形になつ
ておりました。従いまして外政の一元
化という点から見まして遺憾な点が少
くなかつたのでありまして、詳細の点
はいずれ取調べましてお答えいたしま
す。

○曾根益君 今政務局長が言われたよ
うに、大きく分けましたならば、いわ
ゆる武官府と言いますか、陸海軍のア
タツシエ、それから財務官、それから
商務官についてはいろいろいきさつが

あつて大体外務大臣も管轄しておつた
ようですが、貿易事務所とか、いろい
ろな政府の事務所があり、所によつ
ては内務省の事務所もあり、或いは農
務省の事務所もあつて、雜然としてお
つたやうに思つたのですが、そういうこ
とは確かにいわゆる技術的に小さく考
えて見ると如何にも必要性があるよう
ではあるが、それが過去において非常
に失敗のほうが多かつたというように
私は考へる。そこでこの際在外公館と
いうものは外務大臣の機関である、外
務省の機関であるということをお明ら
かにすることは非常に結構だと思つた
のですが、ただ問題はこの書き方だけで在
外公館は外務省の機関である、こゝろ
書き方によつて今後各省、即ち政府
機関が他の實際上の連絡事務所等を置
かないといふことをはつきりさせるだ
けの積極的の効力があるか、これが
けで十分であるかどうかということが
ちよつと私は法律家ではないからわか
らないのですが、これで果して十分で
あるとお認めであるのか。

○政府委員(島津久大君) これは法務
府の専門のほうの意見といたしまし
て、これで十分だということだそう
であります。各省の大臣の権限とい
うものが別に行政組織法でございま
す。それらの關係からいたしまして、
こゝろいろいろ書きようで先ほど来お話の目
的を達するといふので、こゝろいろいろ
方をおいたしたわけでありませう。

○曾根益君 それでは在外公館は外務
省の機関として設けるという書き方
だけで、今後政府のいろいろな機関
が、一時的に人間を派遣するといふこ
とは別として、何と言ひますか統一的
に自分の所轄する公務員を海外に派遣

して事務所を持たして事務をとらせる
ということ、この書き方でございませ
んか、これは先ほど御説明の中にお
積してよろしくございませう。

○政府委員(島津久大君) その通りで
ございます。

○曾根益君 もう一つ重要な点について
伺ひたいのでありますが、この法律
にありまして最後の点でございませ
んが、第二十六條に、「外務省に置かれ
る職員は、昇任、懲戒その他人事
管理に關する事項については、國家公
務員法の定めるところによる。」かよ
うになつておるのでありますが、外
務省のお考へとして、外務省の職員は、
在外職員についても現在の國家公務員
法の規定そのままでもやつて行つて差支
えないとお考へになつておるか。それ
とも特別の公務員法を制定するとい
うふうな考へであるかどうか、この点
を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 只今御指
摘の点は、目下研究を重ねておる点で
ございまして、外務省の在外職員はも
よりのこと、外務省職員全般につき
まして、現行の公務員法そのままを適
用することが適當であるかどうかとい
う点は相當問題があるわけではござい
ませぬ。いざいざ在外公館が正式に開設さ
れますまでの間に、それらの点を十分研
究いたしまして、できるならば次の通
常国会にでも或る形の法律を提出いた
したいという考へで研究をいたしてお
ります。

○曾根益君 只今の御答弁は大體了承
いたしました。これは私見でございま
すが、少くとも在外職員については特
別法の制定が必要ではないかといふ
うに考へておられますので、この点十分

第三十部 内閣・外務連合委員会會議録第一号 昭和二十六年十一月五日

【参議院】

必ずしも外務省だけの機構の問題ではないと思つておりますが、行政協定の実施といふか、この恒久的な問題については、どういふ政府の機関が残つてスムーズにやつて行くかといふことは、私は非常に重要な問題であると思つたので、外務省及び同僚の内閣委員諸君にお考えを願ひたいと思つたので

もう一つの問題は、これは政務局長においても少しはつきり御答弁を願ひたいのですが、私の言わんとするところは、その恒久的な問題の外に、むしろ暫定的の、現在から行政協定ができるまで、効力の発生するまでの間が最も重大な時期である。これは日米間のサイコロジカルな見地から言つて非常に重大な時期であるから、外務省が新しい機構として国際協力局の名の下に、従来の司令部との連絡並びに地方の連絡局の機能を發揮されるに當つて、十分の心がまえと、現実に國民の利害に裸でぶつかつて行くよりなやり方を是非願ひたい。それなくしては国際協力局と銘打つても、これは實際国際協力の最初にむしろ害するものがここから生れて来る事態ではないかと、かように考えられる。それに対する明確なるあなたがたの心がまえを伺つておきたい。こういうことなんです。

○政府委員(島津久大君) 只今御意見の点は誠に御本もでありまして、国際協力局ができる以上は、只今御指摘のような精神で処理をいたして行きたいと考えております。なおその外に、差當つて連合国との関係は国際協力局の所管でございますが、なおその外の局におきましても外務省全体がこれに協

力いたしましたして職務の達成を期したいと思ひます。

○杉原常太郎 三つ、四つ一緒に御尋ねいたしますから、かためて御答弁を願ひます。第一は、この案を見ますと、官房に総合調整の権限を與えておる。今まで外務省になかつた官房に新しい性格を附與するものと思つたのですが、而もこれが政策問題についての総合調整まで含まれるわけなんですけれども、この総合調整の事務というものは、實際にやつて見るに非常にお考えであるか、それをお伺ひしたいのです。それが第一点。それから第二は、この局の編成、これは當然に今後日本がとつて行く大體の大きな外交政策の体系といふものを頭に入れられて、それに相応して考えておられることに違ひないと思ひますが、これには特別にアメリカ局といふものはなくして欧米局になつておる、いろいろ考慮の結果に違ひないので、このアメリカの關係といふものを、これは実は私非常に今強く記憶に残つておるので、我々の大先輩の曾つて大臣として非常に苦勞しておられたかたからしみて、みと述懐を聞いたのであります。が、外務省の局の編成の場合にはアメリカ局といふのはどうしても必要なんだ。欧米のほうと一緒に、局の編成のレベルのところではこれを一緒ににしようといふことは、これは實際上できるものじやないのです。どうしてもこれは必要なことだといふことを私は自分の多少の経験からしてもその感を非常に深くしておるのであります。然るに一方に

○政府委員(島津久大君) 御質問の第一点の、どういふふうにして総合調整を行つるか、具体的な方法といふことと、問題になりましたように、外務省の事務を総合調整して行く機關乃至は方法、非常にこれはむずかしい問題でございます。いろいろこの点は考えたい。あけく結局まあこのような改正になつた次第でございます。そこでこの官房長といふものができましたので、ごさいますが、一つには人事、会計、文書電信その他、近頃できました、終戦後特に強調されておりました厚生關係の課、そういうふうな本来の官房の課、そういうふうなものを統合をいたしますと同時に、又各政務局乃至は経済、條約、そういうふうな局の事務の調整を官房の總務課でやるということでございます。實際の運営はなか／＼これは手に余る

今是非常に多いわけで、或いは独立回復後、例えばこの安全保障條約の実施事務のごときは或いはどういふ所にあるかも知れませんが、そうでないといふと、この権限は國際情勢、國際情勢といふと、観念的には非常に広いけれども、實際的に、實際に即して見ると、うと割にこれは少い、一局として、一方アメリカ局といふもの……、その辺のところはどうか、どういふふうな御考えであるか、一つはアジア局、アジアと言つても、これは單なるアジアの地理的範圍、これは地理的のやなく、むしろ政策的に見てアジア局の地理的範圍をきめなければならぬと思つたのですが、大體どういふふうにごさいか、その辺をお尋ねしたい。

○政府委員(島津久大君) 御質問の第一点の、どういふふうにして総合調整を行つるか、具体的な方法といふことと、問題になりましたように、外務省の事務を総合調整して行く機關乃至は方法、非常にこれはむずかしい問題でございます。いろいろこの点は考えたい。あけく結局まあこのような改正になつた次第でございます。そこでこの官房長といふものができましたので、ごさいますが、一つには人事、会計、文書電信その他、近頃できました、終戦後特に強調されておりました厚生關係の課、そういうふうな本来の官房の課、そういうふうなものを統合をいたしますと同時に、又各政務局乃至は経済、條約、そういうふうな局の事務の調整を官房の總務課でやるということでございます。實際の運営はなか／＼これは手に余る

第二の局課の編成のうちでアメリカ局の問題、これ又研究の段階で問題にしたい点でございます。御承知のようにアメリカ局ができましたのは比較的近年の時代、戦前比較的近年にできたわけでありまして、ところで日米交渉というふうなことになるか、アメリカ局だけでなくてほかの局、例えば當時は東亞局といふ局で、その自主的な仕事をしようとする、今日段階になります。今、アメリカの問題が非常に重要である、アメリカの關係が第一に出て来る。これはもう事實であります。條約の面でも、経済の面でも、アメリカをのけにしては勿論何にも考えられないほどです。世界の情勢が進んで参つていいます。そこではこれはまあ異論がないと思ひます。そこでアメリカ局といふふうな政府の一局を作りたといふ考えも勿論持つて居るのであります。まあそういうふうにして地域局を考へて参り

よる面もありはしないかと考へておるのであります。私どももいたしましては、この官房の總務課で他の各課の課長と十分緊密な連絡をとりまして、そこで課長レベルで調整を行つて、又官房長が他の幹部と一緒に参りまして、これはまあ御承知のように幹部会という会を組織をしております。そこで政策並びにこの運営の調整を因つて行くということにいたしました。いざばこれは運用次第によると思ひますが、できますならば官房長の所で成るだけ事務次官の事務の煩雜な面を軽減すると同時に、その輔佐をするという形に進みたいと思つておられます。

ますといふと、だん／＼と、この地域局の数も多くなつて参るといふふうな關係もございまして、途中の研究の経緯は別といたしまして、結論的には現在の段階では政府の局は二局として、一つはアジア、一つはアメリカとヨーロッパを含めたものといふことにいたしました。もう一つは、アメリカに關係の仕事はこの欧米局のみに限らず、むしろ他のあらゆる局でも同時にこれを主眼を置いてやつて行く、そういうことで御意見の點の實際上の調整を図らうといふ考えで、地域二局という結論に落ちたのでございまして。それからその次のアジア局の編成でございますが、これは大體東南アジアの各國、そして今次の戦争以後独立いたしましたパキスタン、インド、ビルマ、タイ、インドネシア、フィリピン、そういうふうな地域を主としたしまして、大體これらに包含される地域乃至直接只今中国本土とは關係がございせんが、これも含めましてアジア局の担当に向けてあるわけでありまして。

○杉原常太郎 ちよつと、今の中東方面は含まないのですか、或いはエジプトぐらいは。

○政府委員(島津久大君) この点も考へた点でございますが、只今私も心組みでは中東方面はアジア局の所管に入れない考へてあります。

○杉原常太郎 とうとう考へてですか。これで終ります。

○補遺委員 今のたびの平和條約、又日米安全保障條約、なかつた平和條約の調印に當りまして、当初は政府等の意向も超党派外交といふふうな意向がはのを見ておつたように思つてあります。それが又方針が変更まし

第三十部 内閣・外務省委員会會議録第一号 昭和二十六年十一月五日

て、自由党を主体としての政府から對外的に折衝に出られるということに相成つたわけでありまして、それが又三転いたしまして、アメリカ側の態勢等から見ましてもできるだけ各党から全権を網羅してアメリカに行かなければならぬというふうなことで非常に御苦心をなすつたわけでありまして、そこでサンフランシスコにはでき得る限り各党からの全権を網羅されておいでになつたわけでありまして、私はこの平和條約等の立場から見まして、そういうふうな行き方をとるといふことは当然なことであつたらうと思つたわけでありまして、ところが私思ひますのに、條約が調印されました、それからまあ折余曲折を経まして、いよいよ効力を発生するといつたふうなことになりました後におきまして、又その前におきまして私は日本の外交といふのはやはりこの平和條約、日米安全保障條約の線に副つて行わなければならないといふことは当然であると思つたわけでありまして、従いまして外務省のこの間に処します機構といふふうなことにつきまして、そういうことをお考へにお入れになつてやつておられるものと思つたわけでありまして、そこで先ほど政務局長のお話を伺つても、條約の発行前と後においてはこの外務省の機構といふものも余り変わらなかつたやうなことであつたのであります、ここで御尋ねをいたしたいのは、いわゆる超党派外交の気持でやはり今後においてもなすつて行かれるものであるかどうか、又自然とそういつたやうな方針というふうなことでなくともでき得る限り、内政はともかく、外交におきましては、外国に對しましては、平

和條約等を中心としたしまして国内の総力を一つ集めて参りまする行き方というものが大事だといはしますれば、この外務省の設置の上におきまして、私は外交審議会といつたやうなものを今後において設けてやつて行かれる政府の御方針であるかどうか、そのお考へを聞きたいと思ひます。で、この審議会にもいろいろな考へ方があります、ところが、政党各派の主要な人を網羅する、或いは民間方面の各界、文化その他の有力者を網羅するといつたやうな有力なる外交審議会といつたやうなものを設けてやられるやうなお考へがあるかどうか、勿論官制を見ますと、顧問でありますとか参事でありますとかいつたやうな制度はありますが、私は今度の外交を見ましても、勿論アメリカ、イギリス等の考へといふものは十分に協力、協調して行かなくやならぬと思つたわけでありまして、殊にソ連との関係におきましますと、或いは中共との関係におきましますと、将来條約を締結しようといつたやうな話も、或いはなきにしもあらずといふやうな時代が来るのではないかと、更にはインド等のいわゆる第三勢力と目されます、こういう方面といふところが問題が起きて来やせんかといふことが考へられるわけでありまして、そういう場合に、おきましても、やはり国内の各方面の有力者を網羅いたしまして、外務省の活動いたして行かれます日本の外交といふものにつきまして、過りをなからしめる、或いはアドバイスをするといつたやうな意味の大きな一つ超党派外交的な機関といふものを設けられるやうなお考へがありますかどうか、若しあるとすれば、そういうものを外務省設

置法にどういふふうに見まして参るかといつたやうな、これは大きな問題だらうと思つたわけでありまして、その点を御聞きしたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) 只今の御意見のように、外交に關しましては、国内の総力を挙げて當る、誠にこれは御同感であります。ただ超党派外交云々といふことになりまして、これは又何と申しますか、私も事務当局の考へでもないかと考へるのでございまして、まあその点は別といたしまして、何か超党派の考へを申しますか、国内の各方面の知識、経験、識見、それを集めるやうな機関が要るのではないかと、御意見であります。これは戦前にも外交調査会と申しますか、そういうふうな機関もあつたやうに聞き及んでおります。今後は何らかのやうな点で有効に活用できる機関ができれば勿論この上ないと思つたわけでありまして、今回の機構の改正に當りましては、それらの点につきましては、一つの独立した大きな審議会といふやうなものは、一応考へておらないのでございまして、只今も御指摘になりましたやうに顧問、参事といふやうなところで、そういうやうなところで極めて優秀な方がたに外務大臣の諮問機関或いは補佐と申しますか、そういうやうな機能を果して頂くといふ考へでございまして、審議会といふやうなものは別に只今のところは考へていないわけにござい

から両君がおいでになりましたして質疑をされたのであります。両君はもう質疑が済んだと言つて歸えられたのですが、もう連合委員会の必要もないかと思つたのですが、まあ併し外務委員会からの正式の申入れを受けたわけではありませぬからまあこのままもう少し事實上審議まで続けて行つたらいいかと思ひますが、如何でしょうか。……さういふにいたします。

○補見議員君 それじや私極く細かい点でありますけれども、二、三の点についてお伺いしたいのですが、一つは、この法律を見ますと、実は私は外務省設置法が全面的に改正されて、我がの審議の対象になるときは、恐らく完全自治国における外務省としての機構が出て来ると予想しておつたのであります。併し結果的關係もありませんからこの中にはさういふやうな意味の規定と同時に、占領地下における状態と二つの規定が入つておるので、こういうやうな占領地下の経過的な規定を附則等の規定に譲らずに、本文に、即ち恒久的な外務省設置法としてお書きになつたその理由と申しますか、逆にいへば、なぜ経過的な規定を附則にお書きになるやうな体裁をとられないか、この点を先ずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(島津久大君) その点は、私は先ほど来申しますやうに、この機構で將來も続けて行きたいという趣旨から申しますと、御意見のように、経過的なものは外すべきかと考へるのであります。併し、なお現状におきましては、正常な外務省の活動以外に、平和條約効力発生前の仕事もなお残つておりますので、それらの点を別に外すまでの段階には至つていない。従いまして、恐らくは次の通常国会、それでこれらの点の調整ができることと考へております。

○補見議員君 次に伺いたいのは、先ほど曾祿君の質問にも關連するのではありませんが、海外における政府の機関は、先ほどの説明を拜見いたしましても、日本の国外における政府の公館はすべて外務省の機関として云々と、さういふふうになつておるのであります。併し、對外關係においてさういふふうに通一されることは、これは先ほどの曾祿君の御意見にもありましたが、決して反對すべき事柄ではないと思つたわけでありまして、これと關連して、これ又曾祿君のお話になつた点とも關連するのであります。実は外務省の役人は、大体從來で申しますと、外交官試験、さういふものを通つた人におなりになる。従つて一般的には外交的な知識があつても専門的な知識に欠けておられる、率直に言つてこれは事実であります。さういふやうな意味から、特殊の調査事務等につきましては、それらから選り出されておつた、さういふことになつておつたわけなものであります。現在在外事務所におられるかたの、具体的な名を挙げて能力を云々するわけではありませぬが、やはりさういふやうな從來の欠陥はある。極端に言へば、メツセンジャー・ボーイ式の能力しかないかたもあるやうに思つたのであります。このことは、結局從來の在外公館が一本に統一された場合におけるその事務に従事する人の具體的知識、経験といふ問題になり、それが外務省職員任用資格の問題とも關連して来ると思つたのであり

んが、外務省、通産省、農林省或いは運輸省、そういう省の出先が独立した事務所を持つということも想像いたしますと、事務の統一がないということ以外にも、この経費の節約という点からも面白くないことでもありまして、この点は十分各省で解決済みであります。

○竹下豊次君 この二十三條に「在外公館は、外国において本省の所掌事務を行い、その文句が使つてあるのですね。これを見ましても、この本省の所掌事務というものの解釈を広く解釈して、先ほど補見君が出されたような米の買付けというふうなものも外務省の所掌事務であるというふうな解釈するのが本当であるか、もうそこに私は疑問が起つて来るだろうと思つて、従来の考え方から見ますと、今のような事例は、これは農林省の所掌事務であつて、外務省の所掌事務じゃないのだから、二十三條の在外公館は、外国において本省の言う、いわゆる外務省の所掌事務じゃないというふうな解釈されそうに思われる、そうすると従来通りにやはり農林省の出先機関をそこに設けることができるのだ、それには外務省はタッチしないのだというふうな解釈をするのが、何か無理のないような解釈のようないふるんです。そういう点もありませんし、なおこの点は十分御考慮をお願いしておきたいと思つております。

○政府委員(島津久大君) 十分の例その他資料が不足のために十分御説明が行き届かない点は申訳ないと思ひます。只今御指摘の「外国において本省の所掌事務を行い」ということは、外務省だけの事務を出先の公館で処理するということには私にはならないと思つ

のでございます。外交機関、或いは領事館として当然出先でやる仕事があるわけでありまして、それが各省から外務大臣を通じて外に流れて行くという形を今後とりたいというのが政府の方針でございます。これは近來各国の行き方もそのようになっておるのではありません、例えばロンドンにおけるアメリカの大使館というものは、本来の外務省の職員というものも相当多数行つておりますが、それ以外に非常に歴大なスナッフを擁しております、これが國務省の統轄の下に一元的に動いておるわけでありまして、今後ますます複雑になつて参ります外交、領事、それらの仕事をできるだけ統一した形で行きたいというのが私たちの考えであります。まあ御解釈で、絶対に外務省以外の事務所が置けないということになつていないという点は、少しくこれは法律的に私の御説明が不備であつたかと思つてございします。なおそれらの点は今一応一つ研究いたしまして、明日でも御説明申上げたいと思ひます。

○竹下豊次君 なおこの「法律に基いて在外公館に属せられた権限を行使する。」という言葉がありますが、この「法律に基いて在外公館に属せられた権限」というものの内容に、今の農林省関係のような米の買付けというふうなものも含むのだというふうな法律ができれば、これはもう一本で行けると、こういうことがはつきりなるだろうと思ひますが、そこまで或いはちよつと形が整わないとどうも不十分のようないふ気がいたします。

○補見委員 私は個人的には統一されたほうがむしろいいのではないやという意見なんです。従つて先ほども申し上げたように、そういう場合に、外交官になるわけなんですから、外務省の役人になるわけなんですから、その任用資格をやかましく言われると、その点が非常に不円滑になる。従つて特別なそういう運用についての措置をお考えになる必要があるのではないかと、併しこの法案から見ますと、併しこの法案から見ますと、我々法律を学んだ人間から見ると、竹下さんの言われるような結論にならざるを得ないので。併しそれはざつと見ただけですから、或いはどこか我々の見落しの点があるかと思ひますから、この点は一つ御検討を頂いて、明らかにして頂きたいと思ひます。

それから新しいこの機構に当てはめた人員の配置表がここにはないやうに思ふのですが、作つて頂いて御交付を頂きたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) 諸君に申上げます。外務委員長からも連合審査はやめてよろしいということが参りましたから、さうに決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) それでは本日これを以て散会いたします。

午後零時十五分散会

昭和二十六年十一月二十二日印刷

昭和二十六年十一月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所